

広島市指定介護老人福祉施設等入所指針

1 目的

この指針は、入所の必要性が高い入所申込者が優先的・緊急的に入所できるよう、広島市内に所在する指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「施設」という。）の入所に関する手続き及び基準を明示することにより、入所決定過程の透明性・公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

2 入所判定対象者

- (1) 入所判定の対象となる者は、入所申込者のうち、次のいずれかに該当する者であって、常時介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者とする。
 - ア 要介護3から5の認定を受けている者
 - イ 要介護1又は2の認定を受けている者であって、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）が認められる者
- (2) 特例入所の要件に該当することを判定するに当たっては、次に掲げる事情を考慮するものとする。
 - ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
 - イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
 - ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
 - エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

3 入所申込

- (1) 入所の申込は、別紙様式1「指定介護老人福祉施設等入所申込書」（以下「入所申込書」という。）により、入所を希望する被保険者本人又はその家族等が施設に対して行うものとする。
- (2) 要介護1又は2の認定を受けている者の入所申込については、以下のとおりとする。
 - ア 入所申込書の「特例入所の要件に係る事項」の内容を入所申込者側に説明の上、特例入所の要件への該当に関する入所申込者側の考えを記載してもらうこととする。
 - イ 入所申込者側から特例入所の要件に該当している旨の申立てがある場合には、入所申込を受け付けない取扱いを認めないこととする。
 - ウ 特例入所の要件に該当する入所判定対象者（以下「特例入所対象者」という。）として入所申込を行う者は、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する別紙様式2「特例入所の要件に係る情報提供書」（以下「情報提供書」という。）を入所申込書に添付することとする。
 - エ ウに規定する入所申込者が居宅サービスを利用していない場合等、居宅介護支援事

業所の介護支援専門員による情報提供書の作成が困難な場合にあつては、施設においてこれを作成するものとする。ただし、病院、地域包括支援センター等、入所申込者の状況を把握する関係機関があれば、当該機関に情報提供書の作成を依頼することは差し支えない。

- (3) 入所申込書を受理した施設は、入所申込者の了解を得て、必要に応じて介護支援専門員等から入所の必要性等に関する意見を徴することができる。

4 入所指針の説明

施設は、入所申込書を受理したときは、入所申込者及びその家族等に対して、本入所指針の内容について説明を行うとともに、介護度・介護状況等に変化があった場合は、施設に対して連絡するよう依頼する。

5 特例入所対象者等に係る情報共有

- (1) 施設は、要介護1又は2の認定を受けている者から入所申込を受けた場合は、当該入所申込者の介護保険の保険者である市町村（以下「保険者市町村」という。）に報告を行うものとする。
- (2) 施設は、要介護1又は2の認定を受けている入所申込者を特例入所対象者に該当するものとして判定し、入所を決定する場合にあつては、その決定を行うまでの間に、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かについて、保険者市町村に意見を求めるものとする。この場合において、入所申込者が、広島市が行う介護保険の被保険者であるときの意見照会は、所定の様式に次に掲げる書類を添えて行うものとする。
 - ア 入所申込書
 - イ 情報提供書
 - ウ その他市長が必要と認める書類

6 入所検討委員会の設置

施設は、入所の決定に係る事務を処理するために、合議制の入所検討委員会を設置するものとする。

入所検討委員会の設置・運営は以下の要領で行う。

ア 委員構成

入所検討委員会は施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等で構成するほか、施設職員以外の者（当該法人の評議員、地域の福祉関係者、苦情解決に係る第三者委員等）を1名以上加えるものとする。

イ 開催

入所検討委員会は、必要に応じて施設長が開催する。

ウ 所掌事務

入所検討委員会は、介護の必要の程度、家族の状況、その他の事項を調査し、調査票を作成した上で、入所の必要性を評価し、これに基づいて入所の決定を行う。

エ 記録

- (7) 入所検討委員会は、開催の都度その協議の内容を記録し、これを2年間保存する

ものとする。また、第5項第2号の規定により保険者市町村に意見を求めた場合は、この意見照会に係る書類も併せて保存するものとする。

(イ) 施設は、保険者市町村から求めがあったときは、(7)に規定する記録を提出するものとする。

(ウ) 施設は、入所申込者やその家族から入所検討委員会の協議内容の開示を求められた場合は、個人の情報に係る部分を除き、これに応じることとする。

オ 守秘義務

入所検討委員会の委員は、業務上知り得た入所申込者及び家族等に係る情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

7 評価基準及び入所決定方法

入所の必要性に係る評価基準は、別表のとおりとし、入所検討委員会は、当該評価基準に基づき入所順位を決定するものとする。ただし、次に掲げる事情により、決定した入所順位では施設における適切な処遇及び運営に支障が生じる場合にあっては、入所検討委員会の合議により入所順位を調整することができる。

ア 性別（部屋単位の男女別構成）

イ ベッドの特性（一般・認知症専用床等）

ウ その他特別に考慮しなければならない事情

8 入所待機者名簿の管理

(1) 施設は、入所申込書を受理したときは、入所待機者名簿にその内容を記載して管理するものとする。

この場合において、要介護1又は2の認定を受けている者からの入所申込については、施設において当該入所申込者が特列入所対象者に該当するか否かを判定した後、特列入所対象者とその他の入所申込者が判別できるように記載するものとする。

(2) 入所申込者から介護度・介護状況等が変化した旨の連絡があった場合は、入所待機者名簿にその内容を記録するものとする。また、入所申込者から入所申込書の取下げの申出があった場合は、入所待機者名簿から削除するものとする。

9 特別な事由による優先入所

次に掲げる場合においては、入所検討委員会の審議を経ることなく、施設長の判断で優先入所を決定することができるものとする。

また、施設長はその決定内容をその後開催される入所検討委員会に報告するものとする。

ア 入院を契機として入所契約を解除した者が、退院後在宅での介護が困難である場合（特列入所対象者として判定を受けていない者が、再入所時において要介護1又は2の認定を受けている場合を除く。）

イ 介護者の入院、介護者からの虐待・介護放棄、災害や事件・事故等で緊急に入所する必要が認められる場合

ウ 市町村から老人福祉法に定める措置による入所の依頼があった場合

エ その他特段の緊急性が認められる場合

10 入所辞退者の取扱い

- (1) 入所検討委員会において入所を決定したにもかかわらず、特段の理由なく入所申込者の都合により辞退した場合は、施設長の判断により、入所順位を繰り下げることができる。
- (2) 前号の規定に基づいて入所順位を繰り下げた後、入所申込者が再度入所を辞退した場合には、入所申込者の意思にかかわらず、施設長の判断により、入所申込名簿から削除することができる。
- (3) 入所申込者の入院等やむを得ない理由により、一時的に入所を延期する場合は、前2号の規定にかかわらず、順位の繰り下げ等の措置を保留するものとする。

11 適正な運用

- (1) 施設は、この指針に基づき、適正に入所決定事務を行う。
- (2) 広島市は、この指針の適正な運用について、施設に対し必要な助言を行うことができる。

12 入所指針の施行時期

この入所指針は、令和4年2月1日から適用する。